

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）】

つくば市 生活環境部 環境保全課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市では、平成19年に制定された「つくば市きれいなまちづくり条例」に基づき、市・市民・事業者協働のきれいなまちづくりを進めています。本行動計画は、条例の理念を具体の行動に移すための指針として、第8条にてその策定が定められています。

今日に至るまで、様々な施策を実施してきましたが、つくば市を取り巻く状況の変化に対応し、きれいなまちづくりをさらに推進するため、第5次計画を策定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

類似する環境美化条例を定めている自治体は県内にも多くありますが、詳細な行動計画を定めている自治体は全国的にもごく少数です。

<計画例>

- ・まちの環境美化に関する行動計画（東京都目黒区）
- ・福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画（福島県福島市）

○ 未来構想における根拠又は位置付け

まちづくりの理念Ⅱ「快適で安全・安心を実感できるまち」のうち、「基本施策7 魅力ある居住・交流環境を創出する」の中の「個別施策1 住環境の整備」に該当します。誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる質の高い居住環境の整備を、環境美化の観点から実現することが目的です。

○ 関係法令、条例等

つくば市きれいなまちづくり条例

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

本計画は、市・市民・事業者の協働により、ポイ捨てや犬のふん放置、落書き等の迷惑行為の減少を図るとともに、良好な景観の保たれた、暮らしやすいきれいなまちを実現することを目的としています。第5次計画の策定及び適切な実施により、市民ボランティアの増加等、上記目標の達成が期待できます。



第5次つくば市 きれいなまちづくり行動計画（案） 概要版

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

つくば市

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の構成	1
4	基本方針	2
5	目標実現のための施策 ～第5次行動計画	3
6	計画の推進体制	5
7	行動計画全体の評価及び見直し	5

「世界のあしたが見えるまち」

格差の拡大、少子高齢化の進展など、つくば市同様に世界中の自治体が様々な課題を抱えている。つくば市ではこのような状況を未来への飛躍のチャンスと捉え、市内の研究所の成果や市民の知恵と努力によって課題に取り組み、それらが解決の方向に進むことで、つくばから世界中への解決策のヒントを発信する、そのような姿を目指し「世界のあしたが見えるまち」をまちのヴィジョンとして掲げている。

1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がり恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。さらに、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成 19 年 11 月に「つくば市きれいなまちづくり条例（※ 1）」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成 20 年 1 月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ポイ捨てごみ等、つくば市の環境美化を損なう問題も引き続きみられるとともに、高齢化による課題も顕在化しています。

2030 年に向け国連が合意した SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた 17 の目標には、目標 11 に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

つくば市においても、SDGs の考え方を取り入れ、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第 5 次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。

※ 1 つくば市きれいなまちづくり条例：人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成 19 年施行）。平成 23 年に改正し、罰則規定を設けています。

2 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議※ 2）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

※ 2 環境美化推進会議：P5 参照

3 目標とすべき将来像

市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

◆ 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。

など

◆ 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。

など

◆ 事業者の役割

- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

など

4 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

I. きれいなまちづくりのための活動の推進

II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

IV. 市・市民・事業者の相互の連携

5 目標実現のための施策 ～第5次行動計画

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。



※アダプト・ア・ロード/パーク事業：市民と自治体が共同で進める「まち美化プロジェクト」です。道路・公園の一定区間を養子にみため、市民や企業が里親となって清掃等を行い、自治体がこれを支援します。



市民・事業者の役割

1. ごみの投棄対策

- ① 自宅や事業所周辺の清掃を実施しましょう。また、市内一斉清掃事業に参加しましょう。
- ② 屋外で出したごみは適正に処分しましょう。また、アダプト・ア・ロード事業に参加しましょう。
- ③ 公園をきれいに使用しましょう。また、アダプト・ア・パーク事業に参加しましょう。
- ④ 屋外で出したごみは適正に処分しましょう。また、清掃活動に積極的に参加しましょう。
- ⑤ 河川等へのポイ捨てはやめましょう。また、河川環境保全事業に参加しましょう。
- ⑥ 不法投棄防止を図るため所有地を適正に管理し、不法投棄を発見したら市や警察に通報しましょう。
- ⑦ ふん持ち帰り袋を携帯し、ふんを適正に処分しましょう。また、イエローカード作戦に参加しましょう。

2. まちの景観保全対策

- ① 落書きを発見した場合は、市や警察に通報しましょう。また、落書き消去作業に協力しましょう。
- ② 受け取ったビラやチラシは適正に処分しましょう。また、配布事業者は責任を持って回収しましょう。
- ③ 県及び市条例に準拠し、禁止物件等に対する広告物の貼付はやめましょう。
- ④ 所有地の除草などを定期的実施し、景観や生活環境の保全に配慮しましょう。
- ⑤ 近隣地区に管理不全な空き家があった場合は、市に連絡しましょう。

3. 放置自転車対策

- ① 自転車利用に関するモラル向上に努めましょう。
- ② 自転車は決められた場所へ駐輪しましょう。

4. 花と緑の美化活動

- ① 花壇づくりに参加し、市内の環境美化に貢献しましょう。
- ② 花と緑の環境美化コンクールに積極的に応募しましょう。
- ③ 身近な場所に花を植えてみましょう。

6 計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市・市民・事業者が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和4年度には、中間評価を実施し、つくば市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和6年度には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様には適宜協力を求めます。

〈環境美化推進会議〉

環境各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和4年度には、点検・評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。(定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。)

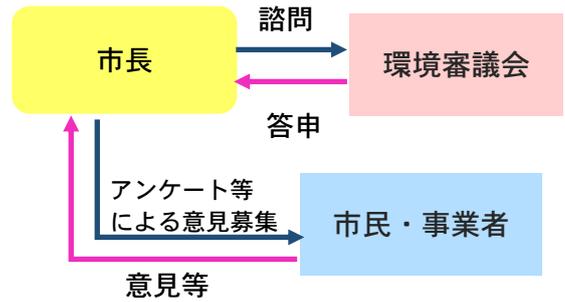
7 行動計画全体の評価及び見直し

行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和4年度に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和6年度には、第5次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

令和元年度

PLAN：行動計画を策定

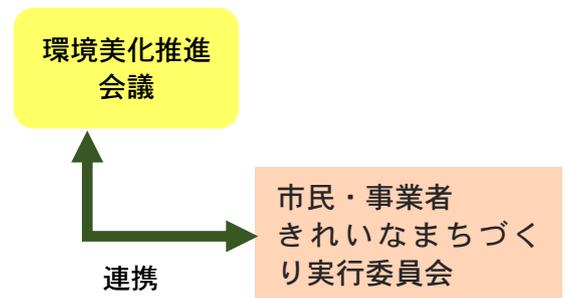
平成30年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



令和2年度～6年度

D0：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



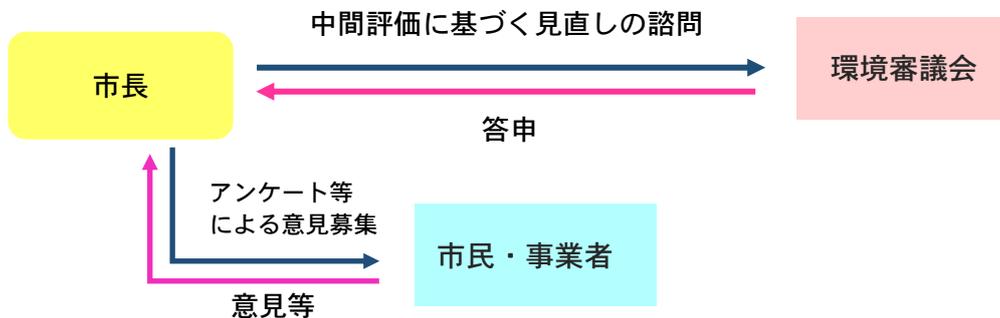
令和4年度、6年度

CHECK：行動計画の実行の点検し評価する

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和4年度に中間評価、令和6年度に最終評価を行います。

ACT：行動計画を見直し改善する

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。



PLAN：改善された行動計画を策定する（第6次行動計画）

●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかなければなりません。

一人ひとりが^{いっとう}一灯を^{とも}点せば、やがて^{まんどろ}万灯となり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で
きれいなまちにしていけます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長